

財務諸表

貸借対照表

(単位:百万円)

科目	平成28年度	平成29年度
資産の部		
現金	7,559	7,290
(※1) 預け金	166,182	168,149
買入金銭債権	-	200
有価証券	277,987	277,327
国債	39,300	35,515
地方債	42,848	41,120
社債	110,417	117,242
株式	3,202	3,885
その他の証券	82,217	79,564
貸出金	333,125	334,780
割引手形	4,818	4,808
手形貸付	23,710	21,653
証書貸付	276,772	279,215
当座貸越	27,825	29,102
外国為替	470	517
外国他店預け	470	517
その他の資産	5,239	5,311
(※2) 未決済為替貸	174	211
信金中金出資金	3,415	3,415
前払費用	21	21
未収収益	854	829
その他の資産	773	834
有形固定資産	6,907	6,894
建物	1,773	1,750
土地	4,323	4,314
リース資産	371	282
建設仮勘定	-	187
その他の有形固定資産	439	359
無形固定資産	333	332
ソフトウェア	143	241
リース資産	111	66
その他の無形固定資産	78	24
(※3) 繰延税金資産	-	-
債務保証見返	536	574
貸倒引当金	△ 4,043	△ 4,198
(うち個別貸倒引当金)	(△ 3,111)	(△ 3,486)
資産の部合計	794,299	797,179

預け金(※1)

日本銀行、信金中央金庫、その他の金融機関への預け金を計上しています。

未決済為替貸(※2)

お客様からの送金・取立等について、金融機関の間で資金決済されるまで、お客様への振り替え資金を当金庫が立て替えるための勘定です。

繰延税金資産(※3)

税引前当期純利益に対する税負担額を適正に表示するため、税効果会計を適用して法人税等の調整額を計上しています。

(単位:百万円)

科目	平成28年度	平成29年度
負債の部		
預金積金	737,527	740,998
当座預金	20,411	22,520
普通預金	217,262	233,000
貯蓄預金	3,359	3,300
通知預金	1,923	3,306
定期預金	454,954	441,457
定期積金	35,194	34,140
その他の預金	4,421	3,273
借入金	1,708	1,506
借入金	1,708	1,506
外国為替	6	-
売渡外国為替	6	-
その他の負債	2,596	2,456
(※1) 未決済為替借	240	337
未払費用	855	737
(※2) 給付補填備金	35	33
未払法人税等	70	63
前受収益	148	111
払戻未済金	26	23
職員預り金	357	349
リース債務	510	382
資産除去債務	9	137
その他の負債	341	279
賞与引当金	346	328
役員賞与引当金	23	17
退職給付引当金	1,343	1,402
役員退職慰労引当金	301	301
睡眠預金払戻損失引当金	78	48
偶発損失引当金	84	59
繰延税金負債	442	333
再評価に係る繰延税金負債	311	311
債務保証	536	574
負債の部合計	745,308	748,339
(※3) 純資産の部		
出資金	3,148	3,137
普通出資金	3,148	3,137
利益剰余金	41,007	41,577
利益準備金	3,110	3,148
その他利益剰余金	37,897	38,429
特別積立金	36,700	37,500
当期末処分剰余金	1,197	929
会員勘定合計	44,156	44,714
その他有価証券評価差額金	4,110	3,400
土地再評価差額金	725	725
評価・換算差額等合計	4,835	4,125
純資産の部合計	48,991	48,840
負債及び純資産の部合計	794,299	797,179

未決済為替借(※1)

お客様からの送金・取立等について、資金を相手の金融機関に支払うまでの間、当金庫が一時的に保留するための勘定です。

給付補填備金(※2)

お預りした定期積金の掛け込み状況に基づいて、初回掛け込みから期末までに発生した未払利息相当額を計上しています。

純資産(※3)

当金庫の自己資本を処理するための勘定で、会員の皆さまから受け入れた出資金や、各年度の利益の積み立て額等を計上しています。

財務諸表

平成29年度(注)

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。
なお、単位未満の計数がある場合は「0」とし、該当科目の残高がない場合は「-」として表示しています。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については、移動平均法による原価法、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、但し、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っています。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しています。
- デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(但し、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しています。また、主な耐用年数は次のとおりです。
建物 8年~50年
その他 3年~20年
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しています。
なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しています。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しています。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としています。
- 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。
- 貸倒引当金は、当金庫の定める資産査定基準及び償却・引当基準に基づき、貸出金等について回収可能性を検討して計上しています。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しています。
上記以外の債務者に対する貸出金等については、過去の貸倒実績等から算出した貸倒実績率等を債権額に乘じた金額を引き当てています。
すべての貸出金等債権は資産査定基準に基づき、営業部店及び本部所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した検証部門及び自己査定審査委員会が査定結果を監査しています。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から、担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を、取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,110百万円です。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しています。
- 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しています。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しています。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりです。
過去勤務費用 その発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異 各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年及び5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理
当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しています。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりです。
①制度全体の積立状況に関する事項(平成29年3月31日現在)
年金資産の額 1,634,392百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 1,793,308百万円
差引額 △158,915百万円
②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(平成29年3月分)
0.5782%

③補足説明

- 上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高214,616百万円及び別途積立金55,700百万円です。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0か月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金110百万円を費用処理しています。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じて算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支出に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しています。
 - 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しています。
 - 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しています。
 - 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年7月29日)に規定する繰延ヘッジによっています。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しています。
 - 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込み方式によっています。
 - 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 600百万円
 - 子会社等の株式の総額 330百万円
 - 子会社等に対する金銭債務総額 732百万円
 - 有形固定資産の減価償却累計額 9,088百万円
 - 有形固定資産の圧縮記帳額 344百万円
 - 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3か月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額は次のとおりであり、貸倒引当金控除前の金額です。
破綻先債権額 204百万円
延滞債権額 13,570
3か月以上延滞債権額 133
貸出条件緩和債権額 3,186
合計 17,094
- 破綻先債権等は以下のとおりです。
- 破綻先債権とは、元本又は利息の支払が遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。
 - 延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。
 - 3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。
 - 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものです。
- 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しています。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、4,808百万円です。
 - 担保に供している資産は次のとおりです。
担保に供している資産
預け金 536百万円
有価証券 4,951百万円
担保資産に対応する債務
預金 489百万円
借入金 1,506百万円
上記のほか、為替決済の担保として預け金10,000百万円を差し入れています。また、その他の資産には、保証金186百万円が含まれています。
 - 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。
再評価を行った年月日 平成11年3月31日

再評価の方法は、土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格(路線価)に基づき算定し、路線価の定められていない地域においては固定資産税評価額を基にした倍率方式により算定しています。同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額は、1,150百万円です。

26.「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私券(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当金庫の保証債務の額は660百万円です。

27.出資1口当たりの純資産額 778円42銭

28.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務等の金融業務を行っています。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしています。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しています。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されています。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫では、信用リスクに関する管理諸規定や融資方針に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応等、与信管理に関する体制を整備し運営しています。信用リスク評価については、信用格付システム、信用リスク計量化システムを活用し、予想損失額、非予想損失額を把握し、その分析結果についてリスク管理委員会で協議検討を行うとともに、経営会議等に報告しています。

②市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理

当金庫は、リスク管理委員会において金利の変動リスクを管理しています。市場リスク管理に関する規定及び事務取扱要領において、リスク管理手法や手続き等の詳細を明記しており、理事会において決定されたリスク管理に関する方針に基づき、リスク管理委員会、経営会議等において実施状況の把握・確認、今後の対応等を協議しています。

日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、リスク統括部において金利感応度分析やアウトライヤー比率等によりモニタリングを行い、月次ベースでリスク管理委員会、経営会議等に報告しています。

(ii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、資金運用基本規定に基づき、毎期、理事会において決定された資金運用方針に従い行われています。市場運用商品の購入に当たっては、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて価格変動リスクの軽減を図っています。

また、価格変動リスクの状況やリスク限度額の遵守状況は定期的にリスク管理委員会、経営会議等に報告されています。

(iii)デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、外国為替等に係るリスクヘッジ及び当金庫の市場リスクの適切な管理を行うことを目的に取扱っています。具体的な取引は資金関連スワップ取引、為替先物予約取引等があります。

(iv)市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金積金」等です。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、保有期間1年、過去5年の観測期間で計測される99パーセンタイル値を用いた時価の変動額を市場のリスク量とし、金利の変動リスクの管理に当たっての定量的分析に利用しています。

当該変動額の算定に当たっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いています。

なお、当事業年度末現在、金利以外の全てのリスク変数が一定であると仮定した場合の99パーセンタイル値を用いた時価は、8,634百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、資金繰りの状況に応じた区分及び対応を定め、流動性リスクを管理しています。流動性リスク管理における重要事項については、リスク管理委員会、経営会議等において審議・報告されています。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。なお、金融商品のうち貸出金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しています。

29.金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりです(時価等の算定方法については(注1)参照)。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めていません(注2)参照。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しています。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金	168,149	168,095	△54
(2) 有価証券	276,853	277,249	396
満期保有目的の債券	12,694	13,090	396
その他有価証券	264,158	264,158	-
(3) 貸出金	334,780		
貸倒引当金(*1)	△4,169		
	330,611	333,099	2,488
金融資産計	775,614	778,444	2,830
(1) 預金積金	740,998	741,349	351
金融負債計	740,998	741,349	351

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。満期のある預け金については、預入期間ごとに、新規に預け入れた場合に想定される利率で割り引いた現在価値を算定しています。但し、満期のある預け金のうち外貨定期預け金については、すべて満期が1年以内に到来するものであり、帳簿価額と時価が近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。

なお、時価情報が入手できる預け金については、情報に基づき算出した価額としております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によつています。また、投資信託については、公表されている基準価額によつています。

自金庫保証付私券債は、自金庫保証付私券債の債務者区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算出しています。

組合出資金については、組合財産を時価評価できるものには時価評価を行ったうえ、当該時価に対する持分相当額を組合出資金の時価とみなして計上しています。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については 30. から 31. に記載しています。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しています。

①破綻懸念先債権、実質破綻債権及び破綻先債権等、将来キャッシュフローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定計上額(貸倒引当金控除前の額、以下「貸出金計上額」という)の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額。

②①以外のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、貸出金計上額から一般貸倒引当金を控除した価額。なお、時価情報が入手できる貸出金については、情報に基づき算出した価額(以下③も同様)。

③①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた価額。なお、残存期間が短期間(1年以内)の貸出金(証書貸付を除く)の時価は帳簿価額と近似していることから貸出金計上額から一般貸倒引当金を控除した価額。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しています。その割引率は、新規に預金積金を受け入れる際に使用する利率を用いています。なお、契約期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、原則、当該帳簿価額を時価としています。

財務諸表

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式(*1)	33
非上場株式(*1)	127
非上場REIT(*1)	314
合 計	474

(*1)子会社・子法人等株式、非上場株式及び非上場REITについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金(*1)	129,649	7,500	31,000	—
有価証券(*2)	19,420	77,191	66,266	64,319
満期保有目的の債券	952	8,752	2,693	269
その他有価証券のうち 満期があるもの	18,468	68,438	63,572	64,050
貸出金(*3)	65,181	87,572	60,979	87,414
合 計	214,250	172,263	158,245	151,733

(*1)預け金のうち、要求払預け金については、「1年以内」に含めています。

(*2)有価証券のうち、償還予定額が見込めないものは含めていません。

(*3)貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権、延滞している債権、期限の定めのないものや償還予定額が見込めないものは含めていません。

(注4)預金積金の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金(*)	589,172	145,115	20	867

(*1)預金積金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めています。

また、償還予定が見込めないものは含めていません。

30.有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。これらには「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」について記載しています。以下 31.まで同様です。

(単位:百万円)

満期保有目的の債券		種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	種類	地方債	7,902	8,112	210
		社債	1,721	1,776	55
		その他	3,071	3,200	129
		小計	12,694	13,090	396
合 計			12,694	13,090	396

(単位:百万円)

その他有価証券		種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	種類	株式	3,178	1,655	1,522
		債券	163,050	158,375	4,674
		国債	34,141	32,219	1,921
		地方債	30,408	29,544	864
		社債	98,500	96,611	1,888
		その他	32,930	31,741	1,189
小計			199,159	191,772	7,387
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	種類	株式	546	588	△41
		債券	21,204	21,369	△164
		国債	1,374	1,385	△11
		地方債	2,809	2,843	△33
		社債	17,020	17,139	△119
		その他	43,247	45,794	△2,546
小計			64,999	67,751	△2,752
合 計			264,158	259,524	4,634

31.当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	1,035	461	—
債券	7,763	576	58
国債	4,185	534	—
地方債	1,383	0	7
社債	2,194	41	51
その他	9,334	879	43
合 計	18,133	1,917	102

32.当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、47,792百万円です。このうち契約残存期間が1年以内のものが36,458百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じています。

33.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主原因別の内訳は、それぞれ次のとおりです。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	1,036百万円
有価証券減損処理額	24
退職給付引当金損金算入限度超過額	379
減価償却超過額	247
賞与引当金損金算入限度超過額	89
その他	292
繰延税金資産小計	2,070
評価性引当額	△1,170
繰延税金資産合計	900
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	1,234
繰延税金負債合計	1,234
繰延税金負債の純額	333百万円

損益計算書

(単位:百万円)

科目	平成28年度	平成29年度
経常収益	11,859	11,033
(※1) 資金運用収益	8,899	7,919
貸出金利息	5,279	4,825
預け金利息	298	259
有価証券利息配当金	3,243	2,748
その他の受入利息	77	86
(※2) 役務取引等収益	857	840
受入為替手数料	335	334
その他の役務収益	521	505
その他業務収益	564	835
外国為替売買益	4	1
国債等債券売却益	496	752
その他の業務収益	63	81
その他経常収益	1,538	1,438
貸倒引当金戻入益	361	-
償却債権取立益	207	194
株式等売却益	918	1,166
その他の経常収益	50	78
経常費用	9,727	9,918
(※3) 資金調達費用	570	396
預金利息	544	374
給付補填備金繰入額	19	17
借入金利息	4	3
その他の支払利息	1	1
(※4) 役務取引等費用	762	758
支払為替手数料	76	75
その他の役務費用	686	682
その他業務費用	286	478
国債等債券売却損	40	102
国債等債券償還損	243	373
その他の業務費用	2	2
経費	7,727	7,188
人件費	4,743	4,276
物件費	2,869	2,796
税金	115	114
その他経常費用	380	1,096
貸倒引当金繰入額	-	679
貸出金償却	125	257
株式等売却損	10	0
その他資産償却	0	0
その他の経常費用	244	159
経常利益	2,131	1,115
特別損失	792	132
固定資産処分損	2	73
減損損失	790	58
税引前当期純利益	1,339	983
法人税、住民税及び事業税	185	165
法人税等調整額	211	154
法人税等合計	396	320
当期純利益	942	662
繰越金(当期首残高)	233	266
土地再評価差額金取崩額	21	-
当期末処分剰余金	1,197	929

資金運用収益(※1)

貸出金や有価証券等の運用により受け入れる利息収入を計上しています。

役務取引等収益(※2)

振込み等の為替業務に係る手数料や、お客様への各種サービスに対して受け入れた手数料収入を計上しています。

資金調達費用(※3)

お預かりしているご預金の利息や、その他の資金調達に係る支払利息を計上しています。

役務取引等費用(※4)

為替業務や、サービスの提供を受けた対価として支払う手数料のほか、信用保証料の支払額等を計上しています。

損益計算書

平成29年度(注)

1.記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

なお、単位未満の計数がある場合は「0」とし、該当科目の残高がない場合は「-」として表示しています。

2.子会社との取引による収益総額 0百万円

子会社との取引による費用総額 198百万円

3.出資1口当たりの当期純利益金額 10円53銭

4.固定資産の減損処理にあたり、当金庫は、営業店ごとに継続的な収支の把握を行っていることから営業店単位でグルーピングを行い、遊休資産等については、各々1つの単位として取り扱っています。

このうち、以下の店舗については、営業キャッシュ・フローの低下により投資額の回収が見込めなくなったため、各資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として特別損失に計上しています。

なお、回収可能価額については、正味売却価額であり、路線価等を基にした時価評価額に拠っています。

(単位:百万円)

場所	主な用途	種類	土地	建物	その他の有形固定資産等	減損損失合計
大垣市内	営業用店舗1カ所	土地及び建物	0	0	-	0
大垣市外	営業用店舗7カ所	土地建物及びその他の有形固定資産等	8	19	29	58
合計			8	20	29	58

剰余金処分計算書

(単位:百万円)

科目	平成28年度	平成29年度
当期末処分剰余金	1,197	929
剰余金処分額	930	662
利益準備金	37	-
普通出資に対する配当金	93	62
特別積立金	800	600
繰越金(当期末残高)	266	266

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

監査法人による外部監査を受けています。

経営の健全性・透明性を高めるために、一定の規模以上の信用金庫について信用金庫法第38条の2の規定に基づき会計監査人による外部監査が義務付けられています。当金庫は、有限責任 あずさ監査法人の会計監査を受けており、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は適正・適法に作成されている旨の監査意見をいただいています。

平成29年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しています。

平成30年6月14日

大垣西濃信用金庫

理事長 栗田 順公